

令和6年度 職場体験事業 実施要領

- 1 目的** 福祉の仕事に関心を有する方や就職を希望する方に対し、福祉職場の実際を体験いただくことにより職場の雰囲気やサービス内容を直接知る機会を提供し、円滑な就労を支援する。
- 2 主催** 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 福祉人材センター
- 3 対象者** ①福祉職場への就職を希望する学生(大学生、短大生、専門学校生、高校1, 2年生)
②福祉の仕事に就職・転職を希望する者
③福祉の仕事に関心のある者
- 4 受入施設** 県内の福祉関係施設(事業所)
- 5 体験期間** 令和6年5月1日から令和7年2月28日までの各受入施設の定める期間
①1施設あたりの体験日数は、1日以上10日以内で、各受入施設の定める日数とする。1日あたりの体験時間は4時間以上8時間以内(休憩時間を除く)とし、宿泊は行わないものとする。
②受入日については、連続する日でなくとも可とする。ただし、この場合、体験初日から最終日までの期間は30日以内とする。
- 6 体験内容** 利用者との交流、職員の業務の補助など、各受入施設のプログラムによる。
①体験初日はオリエンテーション(職場概要の説明、職場見学)、体験最終日は振り返り(感想・意見交換)の時間を設けること。
②職員募集を行っている(予定を含む)施設は、労働条件・採用試験などの説明を行うこと。
※詳細は「留意事項」【別紙①】を参照
- 7 申込方法** 下記ア及びイの書類を福祉人材センターまで提出すること。
ア. 受入申込書【様式1】
イ. 体験プログラム表【様式2】
(FAX可、送信後に着信確認の電話をお願いします。)
※【様式】については、奈良県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます (<https://nara-shakyo.jp/>)

8 申込締切 令和6年4月15日(月) (第1次締切)

上記の締切日以降については随時受け付け、令和6年5月以降、毎月25日時点で「受入施設一覧」を更新し、公表する。令和6年度受入申込の最終期限は令和7年1月17日(金)とする。

9 費用の負担 体験者の参加費は無料とする。

- ①ただし、体験先までの交通費は体験者負担とする。また、昼食代等が必要な場合は「受入申込書」【様式1】の該当欄に記入すること。
- ②体験中の事故等に備え、本会で保険に加入するが、保険適用外となった場合や治療費等は体験者負担とする。

10 費用の支給 受入施設に対し、体験者1人につき1日あたり5,920円の体験受入費を振り込む。

- ①ただし、1日の体験時間は4時間以上(休憩時間を除く)とし、4時間未満のものや、本事業以外による体験の受入については支給対象外とする。
 - ②「職場体験報告書」【様式4】および「体験受入請求書」【様式3】に基づき、振り込む。
- ※詳細は留意事項【別紙①】を参照

申込・問合せ先

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 福祉人材センター (担当：角谷・三宅)

TEL: 0744-29-0160 FAX: 0744-29-6114

メールアドレス: work@nara-shakyo.jp

(土・日・祝日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00)

奈良県社会福祉協議会ホームページアドレス→ <https://nara-shakyo.jp/>